

3月21日(火) 2月議会最終日、栗山香代子議員が2議案2陳情について賛成討論を行いました。

厚木市付属機関の設置に関する条例の一部改正

現在の「厚木市心身障害児就学指導委員会」を「厚木市教育支援委員会」に、また「心身障害児に対する就学指導」を「障害のある児童生徒に対する教育支援」に改めるものであります。

環境教育常任委員会では、県が昨年4月に名称変更したため、県との整合性を図るとして今回の条例改正をするとの説明がありました。実態はすでに就学指導だけでなく、早期から、また就学後の配慮も行う一貫した支援体制をとっています。

誰もが人格を認め合い尊重しながら学ぶことのできるインクルーシブ教育がさらに広がることを願いに他なりません。

もしも皆さんがあるいはご家族等、夜勤交代労働における労働環境を改善すること、安全・安心の医療・介護を実現するため増員することなどを求める請願が出されました。現場の医療・介護職からの、切実な願いに他なりません。

厚木市病院事業会計予算

釘丸久子議員は、平成29年度特別会計予算(後期高齢者医療事業、国民健康保険事業、介護保険事業)と条例改正の反対討論です。

後期高齢者医療事業予算

急激な高齢化の進展、医療の高度化などにより、医療・介護の分野での国民の負担が増大しています。

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正

介護保険制度は、「国家的詐欺だ」と批判されるほど、当初のバラ色の老後の生活、介護の保障とは程遠くなっています。

厚生労働省は、国の出すお金をいかに削減するかに汲々としており、サービスは低下する一方

年金の毎月支給へ法改正を 新年度に向け、医療スタッフ確保を

釘丸久子議員は、平成29年度特別会計予算(後期高齢者医療事業、国民健康保険事業、介護保険事業)と条例改正の反対討論です。

国民健康保険事業予算

後期高齢者医療事業予算

急激な高齢化の進展、医療の高度化などにより、医療・介護の分野での国民の負担が増大しています。

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正

介護保険制度は、「国家的詐欺だ」と批判されるほど、当初のバラ色の老後の生活、介護の保障とは程遠くなっています。

厚生労働省は、国の出すお金をいかに削減するかに汲々としており、サービスは低下する一方

国民健康保険事業予算

後期高齢者医療事業予算

介護保険事業予算

国民健康保険事業予算

で、国民の負担が増えるという悪循環に陥っています。まさに、減らすことで、安心の医療・介護を実現するため増員することなどが求められる請願が出されました。現場の医療・介護職からの、切実な願いに他なりません。

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正

国民健康保険事業予算

急激な高齢化の進展、医療の高度化などにより、医療・介護の分野での国民の負担が増大しています。

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正

介護保険制度は、「国家的詐

欺だ」と批判されるほど、当初のバラ色の老後の生活、介護の保障とは程遠くなっています。

厚生労働省は、国の出すお金をいかに削減するかに汲々としており、サービスは低下する一方

が入院した時、医療スタッフが忙しそうだったり疲れている様子だったり、遠慮して声もかけられないのではないかでしょうか。

市民福祉常任委員会では医療スタッフの確保が採用計画に満たないことが言われました。厚木市立病院が、市民から信頼される病院であるためには、そこで働く職員が安心して働く続けられる環境を整備することが必要です。

新年度、厚木市立病院が医療スタッフのさらなる充実をはかり、より安心・安全で信頼され親しみやすい病院であることを期待して賛成するものです。



い個人番号いわゆるマイナンバーを、市が送付する通知書に記載するのが本當にいいのでしょうか。

今月初め、県内の法人が従業員と記録されたCD-ROM一枚を紛失したことが報道されました。CDに漏洩対策は取られていないため、個人情報の特定が可能な状態とのことです。

記載しなくても罰則はないのですから、陳情者が求める通り、市の判断で可能だと考えます。

記載しなくとも罰則はないのですから、陳情者が求める通り、市の判断で可能だと考えます。

国民年金法は昭和34年に施行された後、毎年のように改正されています。改正されていない年を数える方がずっと早いほどです。一般的の法律の改正については憲法第56条で定められています。

年金を受給している市民からの陳情に対して、市民福祉常任委員会の中で、年金の毎月支給をすべきではない具体的な理由がはつきりと言われていたと私は受け止めていました。

今、月に一度の収入で生活する自分が、いずれ年金を受けるときに2か月に一度ではなく、月に一度の安定した収入であってほしいと考えますが、皆さんはいかがでしょうか。

陳情者のニーズを受け止め、国に届けたいと、議員たる私は考えます。

議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決します。両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決します。議長の決するところによる。

日本国憲法第五十六条规定

国民の思想通りには進んでいません

国民の思想通りには進んでいません。それは、国民の間にマイナ

ンバー制度に対する不信、懸念不安の思いがあるからです。そ

ういう中でマイナンバーの利用を増やしていくことには反対で

い。両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決します。議長の決するところによる。